

東堀通り・西堀通り・新津屋小路の一方通行規制解除について

目的

一方通行規制に伴う迂回交通や迷走交通をなくし、『分かりやすく円滑な交通処理』を図るとともに、砦谷小路の自動車交通を柳都大橋等に誘導することで、『砦谷小路の基幹公共交通軸としての機能強化』を図る。

実施時期

- | | | |
|------------|--------------------|----------------|
| ・ 7 月 23 日 | 東堀通り（五菜堀 ~ 一番堀通り） | 【予備日：7 月 30 日】 |
| ・ 7 月 24 日 | 西堀通り（一番堀通り ~ 五菜堀） | 【予備日：7 月 31 日】 |
| | 新津屋小路（東堀通り ~ 西堀通り） | |

予備日は、台風等荒天により規制解除できない場合

見直し内容

現在通行できる方向が 2 車線、反対方向が 1 車線に見直し

（東堀・西堀通りの一部と新津屋小路は両側各 1 車線）

路上パーキングメーターは原則撤去

交通の流れの変化に対応するため、

古町地区全体の信号制御の見直し

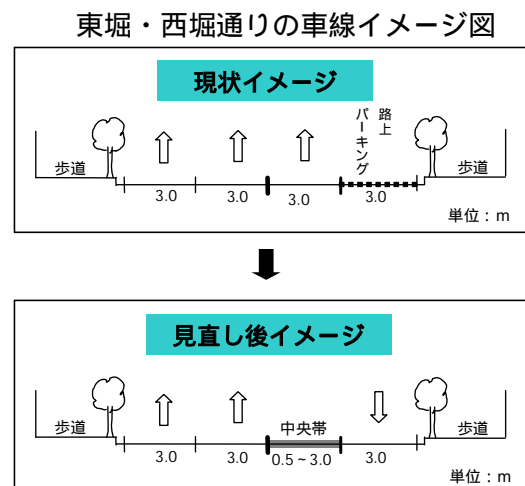
交通安全対策として、交差点の信号機改良や車道中央にゼブラマー

キングの設置と道路の中央を明確

に示すラバーポールの設置

進行方向と反対側の沿道への乗入れ

が、可能となるよう配慮



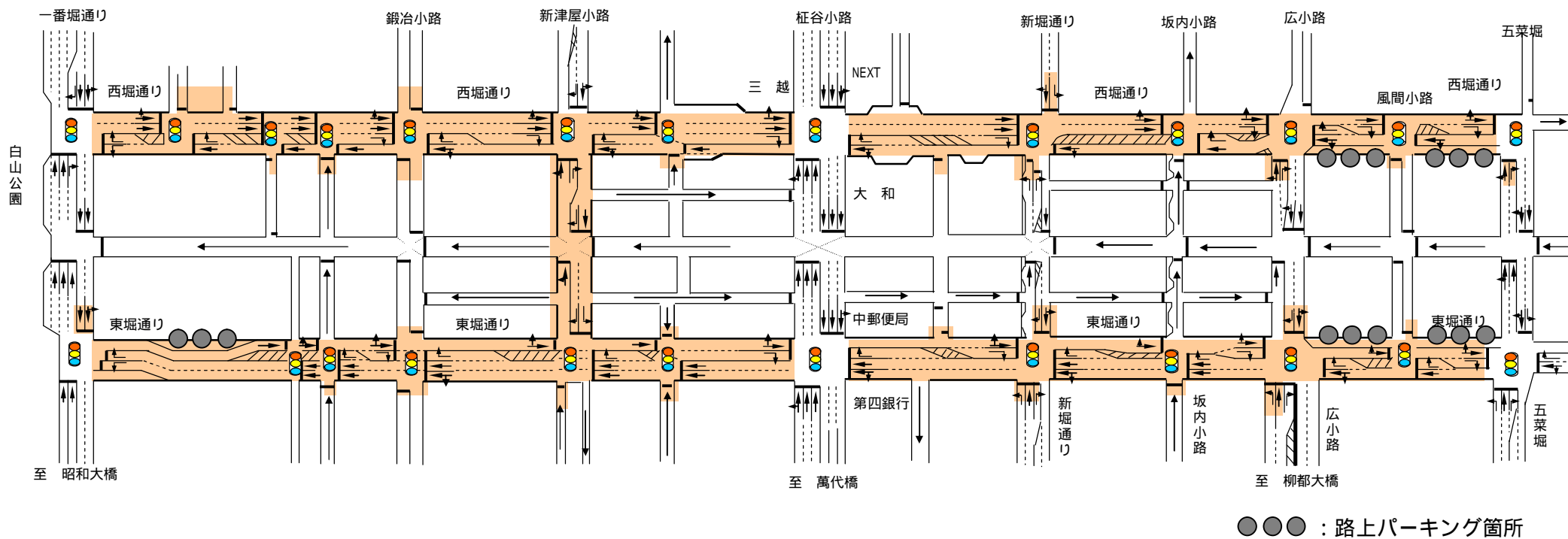
交差点周辺では、右折レーンが設置されるなどイメージ図とは異なる

今後の広報活動等

- ・ 市報、広報看板、広報車、ラジオ等による広報
- ・ 関連自治会・小中学校への周知等

解除日以降は県警を中心として街頭指導を行うとともに、広報看板やラジオ等による広報活動を継続予定。

東堀通り・西堀通り・新津屋小路の一方通行規制解除後の車線運用（概要図）



枳谷小路から東堀・西堀通りへの右折は不可。ただし、午後10時から午前7時まででは右折可。

一番堀通りから東堀通りへの右折は不可。